

令和4年3月第4回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和4年3月14日(月)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	大石 教政	3番	上地 信男
4番	河邑 一雄	5番	吉川 裕三	6番	北村 太助
7番	中山 百合	8番	上田 亜矢子	9番	永野 栄一
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 川村 勝彦 建設課長 前田 幸二
健康福祉課長 田岡 明 病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1. 議案訂正に関する件

日程第 2. 議案第 6号 本山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3. 議案第 7号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 4. 議案第 8号 本山町消防団分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5. 議案第 9号 本山町道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定

- める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6. 議案第 10 号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 7. 議案第 11 号 本山町コミュニティバス条例の一部を改正する条例
- 日程第 8. 議案第 12 号 令和 3 年度本山町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 9. 議案第 13 号 令和 3 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 10. 議案第 14 号 令和 3 年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3
号)
- 日程第 11. 議案第 15 号 令和 3 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4
号)
- 日程第 12. 議案第 16 号 令和 3 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 日程第 13. 議案第 17 号 令和 3 年度本山町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14. 議案第 18 号 令和 4 年度本山町一般会計予算
- 日程第 15. 議案第 19 号 令和 4 年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算
- 日程第 16. 議案第 20 号 令和 4 年度本山町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 17. 議案第 21 号 令和 4 年度本山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 18. 議案第 22 号 令和 4 年度本山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 19. 議案第 23 号 令和 4 年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計
予算
- 日程第 20. 議案第 24 号 令和 4 年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第 21. 議案第 25 号 令和 4 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第 22. 議案第 26 号 令和 4 年度本山町病院事業会計予算

開会 9 : 0 0

○議長 (岩本誠生君) おはようございます。ただいまの出席議員は 10 名であります。定
足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。

議事日程に入ります。

~~~~~

日程第 1. 議案訂正に関する件

○議長 (岩本誠生君) 日程第 1、議案訂正に関する件を議題といたします。

町長に議案訂正理由の説明を求めます。

議案配付のため、暫時休憩します。

休憩 9：00

再開 9：01

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から訂正理由の説明を求めます。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）おはようございます。

日程第1、議案訂正の件です。本日の日程第6、議案第10号にありますアウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の訂正をお願いしたいと思います。

内容は2点ありまして、「別紙2に次のように加える。」、表のところですが、備考欄のところに「1人あたり」を追加させていただきたいと考えております。

2点目には、「附則 この条例は、公布の日から施行する。」とありますが、「令和4年4月1日から施行する。」とさせていただきたいということです。

以上2点の追加及び訂正となります。よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君）お諮りいたします。ただいま議題となっています議案訂正に関する件を許可したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、議案訂正に関する件は許可することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第2．議案第6号 本山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第2、議案第6号 本山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。

質疑を許します。質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり団員の方がいないと、なかなか消防団活動も非常にやりにくいとか、支障が出てくると思われませんが、本町として、団員の確保策、やっぱり人的パワーがないとできないと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）団員の募集の方法の関係。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）議員のご質問にお答えしたいと思います。

消防団の確保というのは、ご指摘のとおり、非常に重要な役割を果たすものということで認識しております。

町といたしましても、団員確保に向けて啓発はしておりますし、中心となるのは、やっぱり地域の消防団の中で、その地域におられる方をお誘いいただいて、消防団に入っただけというふうに努めていかなければならないと思います。

消防庁あるいは県のほうからも、いろんな啓発資料が届いておりますので、今後もそれを活用しながら、団員の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○2番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）おはようございます。

この分は、今までは町の別々であって、嶺北一緒になったということで、前は災害のときも訓練のときも全部4,000円でしたけれども、個人のところへ1日、災害いうたら火事とか水害とか等々と思います、それが8,000円ということですね。

それはいいんですけれども、今まで本町のほうでは、東部とか南部とか中央とか汗見川、いろいろありますよね。それで、個人じゃなしに、前の場合は、改正前のときには、団のほうにこのお金が入っているような形をお聞きしました。それで、国からの分で改正がされましたけれども、例えば操法とか、いろんなことに対して、優勝したら東京も行かないかんとかいうような感じがあるんですけれども、ちょっと中央のお話を聞いたら、全部3万6,500円、前は2万2,000円やったかな、そういう分で、全部団のほうに入りよって、今回から個人に入った場合には、中央分団とか東部とかということで話をせないかんがですけれども、そんな分の費用というのは、やっぱり1回個人のところに入って、個人がまたもう一回出してということをやっと教えもらいたいなど。分かりますかね、言うことが。

○議長（岩本誠生君）答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ご質問の内容は、これまで団に活動費が入っていたという部分でありますけれども、それぞれの団で個人に支給をされていた団もございます。今後の活動については、幹部会等で意見等が出ておまして、ご指摘のような活動費をどうするかと

いうことにつきましてのご意見もいただいております。

さきの予算委員会でも説明しましたとおり、団員の活動費としまして、取りあえず1人3,000円を活動費として支給するということには当面いたしておりますけれども、ご指摘のような大きい大会に出るとき、どうするかということにつきましては、それぞれの団で判断していただく部分もありますし、町のほうに別に要請があると思っておりますけれども、その際は、それでまた検討するということになると思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございました。

それと、予算のときにも聞いたんですけれども、やはり今までは、町のほうで総務のほうで全部会計のほうもしよって、嶺北になったら広域のほうで全部会計してくれるということになっていきますけれども、広域のほうでは、会計年度任用職員は雇わなくても人員は大丈夫なんでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）嶺北消防団に統一されるということは、あしたの議案でまた改めて提案もいたしますけれども、今のところ入っておる情報によりますと、会計年度任用職員を採用して対応するというふう聞いております。

○7番（中山百合君）分かりました。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）1点お伺いします。

たしか2年ほど前だったと思いますが、消防団の装備に防寒具を支給するようにするという議案があったと思います。それが別表第2の活動上衣に当たるとは思います。賃金の別表1のほうは嶺北各分団で統一するということですが、装備品、着衣については、嶺北、本山町の新しい基準で、他町村とも一緒という認識でよろしいんでしょうか。その点お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）条例改正に当たって、統一したものになるということでございます。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）ということは、防寒着は、ほかの市町村でも支給、貸与されているという認識でよろしいんですかね。本山町独自のあれは、防寒着を消防団員の装備として加えるというのが、たしか2年ぐらい前に議案であったと思うんですが、それはよそも共通だという認識でよろしいのか、1点、もう一度確認します。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）防寒着につきましては、現在整えておる最中でありまして、防寒着

を全ての嶺北で統一するという事はございませんで、2年前にありました防寒着、なかなか数がそろいませんので、今調整をして、団員に支給できるようにした後に、本山町消防団に防寒着として支給するという段取りを今進めておるところであります。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 9：16

再開 9：17

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

3番、上地信男君。

○3番（上地信男君）少し教えていただきたいんですが、今回、報酬とか出動手当を統一されるとお話を聞いたんですが、団員としての任命権という組織の関係には直接は関係ないんですが、どなたが任命権を持っているのか。

それと、もし有事のとき、もし本山町で何かが起こったときの命令系統、そういうふうなものは従来と変わっていないのか、新たに何らかのシステムを構築するのか、ルールをつくるのか。その2点、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）上地議員のご質問にお答えいたします。

前段の任命につきましては、団長になります。連絡体制につきましては、今回、嶺北広域ということで事務局が集中するわけですが、当然、本山町のほうにも消防主任、副主任は配置しております。相互に連絡を取りながら、緊急時、抜かれないように手当てをしていくというところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、上地信男君。

○3番（上地信男君）地域、地域で、その事情というのは違う場合があります。当然雨の降りよう、今後当然備えておかなければならないんですが、そういうときに災害対策本部ができた、本部長は町長でございます。町長から消防団員の出動依頼、そういうことが迅速に行えるように、きちんと体制を整えていただきたいと思っております。

特にお答えは要りません。お願いしておきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）先ほど総務課長が言いましたけれども、団員は団長が任命しますが、団長は町長の任命ということになっておりますので。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 9 : 1 9

再開 9 : 2 2

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第6号 本山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第6号 本山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第6号 本山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3．議案第7号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第3、議案第7号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）国保税ということですが、今、国保税の基金なんかも株式の運用とかがされておると思いますが、今、株式なんか非常に下がっておりますが、国保税の基金運用というか、影響をどんなふうと考えておるか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）基金は株式で運用していないんじゃないですか。それは投機的なあれになるから、せられんことになっている。

○2番（大石教政君）いや、国が運用……

○議長（岩本誠生君）国の話ですか。

○2番（大石教政君）それが本町に影響が出てくる。

○議長（岩本誠生君）国の話ね、本町のことやなしに。

○2番（大石教政君）いや、本町にも影響してくるから、一体で運用しよるから。

○議長（岩本誠生君）そういう内容ですが、分かりますかね。この議案に対しての質疑じゃないわけです。話は大きいわけよ。答弁できれば。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）議員のお話は国の株式運用の話でしたが、本山町の基金については1億900万円を保有しています。これについては、安全な定期預金にして運用しておりまして、国の動向はちょっと分りかねるんですが、本山町としては安全な定期預金での運用となっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○2番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑はないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第7号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第7号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第7号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第4．議案第8号 本山町消防団分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第4、議案第8号 本山町消防団分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）これより質疑を許します。質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）土佐本山橋交差点等の関係により新しく屯所が移ったということで、

出来上がったということで、本当にいいと思いますが、新しい屯所なので、やっぱり屋根には太陽光発電と、やがて消防自動車もEV化にもなってくると思われますが、屯所の設備内容みたいなのはどのようになっておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）屯所の建物につきましては、木造平家建て、約80平米の面積を要するものであります。装備といたしましては、ご質問の太陽光等は備えておりませんが、消防団屯所として活動ができるような仕様にしておるところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○2番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第8号 本山町消防団分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第8号 本山町消防団分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第8号 本山町消防団分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5．議案第9号 本山町道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第5、議案第9号 本山町道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）このたび条例改正で、自転車通行帯という用語ができて、1点

目が、今後、自転車通行帯の交通標識の整備を行っていくのかというのが1点。

それと、もう一点が、普通自転車歩道通行可の標識というのが、歩く人と、青い画面で歩行者と自転車の看板があると思いますが、特に土佐本山橋は、その標識が現在ない状態ですので、自転車は車道の左側を原則走らなければならないということになってはいますが、そういうふうな標識の整備について併せて、条例制定後は行うのか、その1点について伺います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）自転車と歩行者用の青い通行の看板ということですが、これにつきましては、設置のほうは公安委員会のほうで設置をしていただけるんですけども、今、土佐本山橋の部分が仮供用になっておるということで、公安委員会のほうからは、本供用後に設置をするというふうに言われております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）今、仮供用なのは、道路と橋の取付部分が正式になっていないということ、現実問題、仮供用であっても、通勤・通学で自転車であの橋を通っているというのは事実であって、それで標識がなければ、自転車は車道の左端を走らなければならないということ、本供用、仮共用、関係ないんじゃないですか、現実問題、毎日、通学・通勤で使っている方がいるということは。

それは、交差点の改良工事が済んでいないから仮供用であって、橋自体は現在通行されているということは、たしか昨年6月からあの橋が通行可能になっているので、できるだけ早期につけるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）町のほうでも、看板というか、標識をつけていただけるものということで話をしておりますけれども、橋の部分と交差点の部分ということではなくて、本山三島線という一連になっていますので、やっぱり完成後でないといつけられないということは言われております。

確かに言われたとおり、標識がないから、ひょっと自転車の方が通るんじゃないかということをおっしゃっていただいておりますけれども、なかなか勝手に標識をつけるわけにもいかないので、非常に今のところは、自転車・歩行者用の標識はないけれども、普通に通っていただいていることは聞いております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）それでは、例えば交通安全自治会名で、歩道を通る自転車は歩行者に道を譲りましょうとか、橋の両側につけると、ここの橋は歩道を通るときは、歩行者に気をつけたら通ってもいいんだなというふうなことができないか。標識じゃなくて。ある

程度、一定間隔、今、現実問題通っていますけれども、法律上は法律違反なんですよね。だから、そういうふうな配慮ができないかということについて。

それであれば、標識が将来ついたとしても、その看板も生きますし、現実問題、橋を通っている人についても、歩行者に道を譲りながら自転車は通らしようというふうな表記ができないかということについて、再度お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お話いただきました件については、検討して、できるようにしたら設置をしたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）道路管理者は、町道の場合は町長なんでしょう。それで、町長が歩道の部分を自転車通行可ということを目下認める標識を町長名で出しておけばいい。正式にあれが認められたときに、正規のあれをつければいいんであって、今のままやったら、吉川議員の言うとおりの通り、通っていいものやらどうやら分からんというようなことで、中途半端になっている。それで、交通事故等のときにいろいろ問題を起すことになるので、そこらあたりのちゃんとした整理を、ぜひ町のほうでも考えていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）町道、60キロ以下では制限の必要はないとか等々言われますが、やはり通勤・通学、またサイクリングとか棚田巡りとか、非常に自転車の利用も増えて、コロナ禍とかも収束もすれば、ますます利用が増えると思います。やはり町としても、再利用できる場所は、予算と関係もあるとも思われますが、やっぱりできる限りいろいろ整備して、自転車コースとか安全なコースに努めていくのは非常に大事なことはないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）すみません、町道の通行については、基準に基づいたもので安全・安心な改良をしていくように努めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

自転車コースということですが、それについては、今のところ、別途で検討されているかもしれませんが、こちらのほうではちょっと承知をしておりません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり道路と観光とか、一体になって整備していくことが非常に大事だと思われまひます。町道の本当、自転車とか危険な箇所なんか、スピードは出ていなくてもあると思われまひますので、やっぱりそういうところは十分注意をし、整備できるところは整備に努めるべきではないかと思われまひますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）安全に通行できるように、標識の整備とか路面の整備とかを十分にやっていくように努めますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）よろしいでしょうか。

○2番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第9号 本山町道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行ひます。

議案第9号 本山町道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第9号 本山町道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6．議案第10号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第6、議案第10号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）すみません、資料配付のため、休憩をお願いします。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 9：46

再開 9：47

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を求めます。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

まず、5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部改正をするということでございますが、まず、今の現状の条例の不備を何点か指摘させていただきます。

今現状、ビジターセンターの営業は8時までやっていますよね。条例は6時になっているから、コテージのチェックインも6時までになっているんです。これ、モンベルのホームページは、コテージのチェックインが8時までになっています。まずそこが現状と違う点と、それと、入浴料が、条例では消費税を含まない金額で800円、だから、税込みで880円となっておりますが、現状の運営上は、一般550円で営業しています。これは条例との差異がありますよね。ということは、モンベルが独自に値下げをしているのかという問題になります。

ですから、条例を改正するときは、別表に不備がないかを全部チェックして、1回に終わらすようにしないと、例えばチェックインも、今、団体宿泊も午後6時になっていますけれども、運営上は午後8時までやっていますし、それで、お風呂の入浴料も、条例上は800円やけれども、運営上は550円でやっていると。幾つかの現状と違う点がありますので、仮に今後、6月定例会で議案を出すなりして、再度現状と見合わせて、ホームページ等も確認して、より現実に即したものにしないとおかしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）先ほど質問いただきましたご指摘の点につきましては、再度、指定管理者側に確認しまして、改めるところは当然改めるところでさせていただきますと思います。

なお、使用料の額につきましては上限設定となっておりますが、指定管理者側との協議の中で、住民に向けては上限額の、住民向けの料金設定とさせていただいているところで

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）条例では800円で、税込みで880円となっています。現状の運営は、町外の方は550円、町内の方は330円というふうになっていますので、だから、例えば上限であれば、今回の天体望遠鏡も、上限が330円ということの解釈でよろしいんですか、外税で。だから、そこをかちつと言うてもらわんと、自由な裁量で料金設定ができるようになりますので。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）施設料金につきましては、基本、条例上、上限設定とさせ

ていただいております。例えば季節やったり、先ほど言いました町外・町内というところでの料金設定とさせていただいております。なので、というところで、すみません、今回提案させていただいている天体望遠鏡施設の使用料につきましては、上限300円と設定しています。ここで町外・町内というような区分は、その範囲内で設定するような考えであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）同僚議員と、ちょっと私も指摘をさせていただきたかった、全部同僚議員が言ってくれたんですけれども、ビジターセンターの午前9時から午後6時というのは、最初からこういう契約やったんやろう、私、ずっと8時までと思っちゃったんですけれどもね。

それで、外税で、トレーニングルームも1,100円とか330円になるけれども、そういうこともあって、ちょっと本当に、今同僚議員が言ったみたいに、もうちょっとこれ見直さないと、いつも私たち、私はお風呂へ再三行っているの、いつもビジターセンター、8時でも開いていますので、最初から午後6時ということになっていましたかね。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）設定時間ですが、当初、それぞれの施設ごとの使用時間ということで設定を考えたんですけれども、実際運用になって、議員おっしゃられましたように、お風呂と、あるいはヴィラのチェックインするのに、時間が遅れてくる場合もありますし、お風呂の鍵はビジターセンターで集中して受け取りをすることが現在出てきておりますので、実際は6時ではなしに開いているという時間になっておりますので、企画課長が答えましたように、精査をして、6月には実際の時間のほうに条例も変えていくということで、当初、それぞれの施設の使用時間ということで、一定ちょっと計算しておりましたので、若干見直しが必要だというふうに思います。実際に即して見直しをしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）あそこが建ったの、3年ぐらいかね。その間に、そうしたら、そのときは午後6時までやったけれども、いつ頃からこれが8時になっているのかなど。同僚議員が言ったみたいに、本当に、この表はちょっと本当に見直さないと、それで、税も外税でしょう。それで、やっぱり税ということもしてあげないと、1,000円だったらとか300円というのがあるから、やっぱり税は外税とか内税とか、そういうこともちゃんとしないとちょっと分らんのかなど、私はちょっと思いますけれども。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）時間につきましては、現在指定管理をしているところと話をしま

して、6月に早急に実際に即した形に変えていきます。料金につきましては、条例には、使用料には消費税を含まないというふうに記載をしておりますので、取扱いはこれまでどおり消費税を含まないということで、今回の天体観測施設の利用料もそういうことになります。消費税を含まないと。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）6月いうたら、6月の議会の分へ提出ということですね。この表が今、私、見たら、ちょっとおかしいかなと思っているので、6月にはちゃんとした正当な分を提出願いたいと思います。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）ちょっと運用方法でお聞きしたいんですが、トレーニングルームに行く方は鍵を使っていくんですが、この天体望遠鏡なんかも、最初に行く人が鍵を借りて開けて、それで、誰かがおった場合は、そのまま名前を書いていくとか、そういう方法でやるのでしょうか。

それと、大きなものですが、素人で操作できるものでしょうか。そのところ、条例改正の点ではないんですが、ちょっと運用方法をお聞きします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）1番、澤田議員に、運用方法についてご説明させていただきます。

まず、操作方法のほうなんですが、寄贈者の方から聞いておりますが、7回ぐらいの操作が要るところでありました。これ、マニュアルをちょっと作ると、今予定しております。その上で、指定管理者側と今、ちょっと協議中の中身がありまして、それが運用方法というところなんですが、まずは住民の方に使っていただくようなことを取り組んでいこうとしております。それが町の自主事業なのか、協賛するような事業なのか分からないんですが、そういう形のを今後4月以降、展開していけたらと思っています。

誰でも借りられるかというところが、すみません、ちょっとはつきりまだ協議が終わっていないところであるんですが、例えばなんですが、町内に星を見る会というのがあるんですが、そういった方が操作方法を学んだ上で、一定使えないかというところを今研究しております。そのほか、星のソムリエという、星の案内人という全国的な認定制度があるんですが、町内に2名、今、協力隊に1名と指定管理者側に1名おられるので、そういった方の案内をしながら、勉強会なりを行いながら、運用方法を含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりましたが、なかなかそういう場合、1人ではなかなか行きにくいという感じがあるんですが、そういうところのまた説明を、町民の方にもよろしくお

願います。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）同じく、天体観測施設について3点ほど。

まず、今回の計画では、駐車場のところに設置する予定となっていますけれども、ここへ設置するという根拠というか、ほかのところがなかったのか。というのは、基本的には、天体観測するには視野の広いところ、それと管理がしやすいとかいうのがありますが、どういふような理由で、この位置にまず設置することにしたというか、する予定なのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

それと、利用時間が午後6時から9時と一応なっています。これは管理上の問題だと思いますけれども、天体ショーというのは、例えば明け方に見たい星だとか、流星だとか、いろいろあるわけで、この時間で設定すると、例えば明け方見たいときには見えないですね。だから、例えば事前に予約時間だとかいうことも考えないかんのじゃないかと思えますけれども、そのことについてどう思うのかと。

それと、3点目は、1回300円ということ、1回とはどういうことなのかなど。普通、ずっと見たい人は、2時間、6時から明け方まで見たい人も、多分、極端なこと言うたらおるといふか、ずっと観測をしたいという人もおるわけですね。だから、1回というのは、ちらっと見るのが1回なのか、そういう人はずっと、天体の状況を追ってずっと見たい1回なのか。そうすると、ずっと見たい人のときには、ほかの人は利用できないですね。例えば、天体望遠鏡のところに記録用のカメラを設置した場合とかは使えないですね。だから、そういうふうな利用の仕方によって、1回というのがそれぞれ変わってくるわけですが、その点はどういうふうにご考慮されるのか。

この3点について、ちょっと答弁願います。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えいたします。

まず、場所の根拠ですが、こちらは寄贈者の方に現地に来ていただきまして、ヴィレッジ内の駐車場のどこがいいかというところで設定をして、今回のところに設定しております。指定管理者側ともその点協議しながら、最終的にそのシャワー棟の前、県道の一番隅というようなところで設定しております。

それから、使用時間の6時から9時以外のところの利用ということも確かに考えられております。マニアの方がそういった使い方をされるという話も聞いておりますが、現状、使用料を取ってというところで考えておまして、そこは6時から9時とっております。マニア向けのところは、マニアというか、アマチュア含めて、天体を観測したいという方が確かにおられると思うんですが、この点はちょっと、今後の協議ということでさせていただきたいと思っております。

300円の1人、これ、1人当たり300円としています。使用する場合には予約制を

考えておりました、指定管理者側も含めてなんです、指定管理者とも協議をしておりますが、一定そういう説明される方が、こちら側に、こちらというか指定管理者にもおって、その際説明を行うというようなイメージで、使用料1人300円と考えております。誰でもかんでも行って、ずっと使えるようなものというような考え方では、現在、誰でもかんでも使えるというふうには考えておりません、予約をして、こちらのガイドではありませんが、そういう方で一定説明しながら、天体を観測してもらおうという考え方でおります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）予約時間で、管理者がついて説明をしながらということで、ということは、基本的には6時から9時の間だけで、ほかの時間は見せないという運用の仕方で行きたいということだと受け取ったんですけれども、例えば、物すごくイベントがあった場合ですね、例えば12時頃見えるイベントがあった場合、そうしたら、多分、これから興味を持たすためには、講座みたいなのを、事前説明をして、星の動きだとか天体の動きを説明して、こういうことでこういう天体ショーが見えるというような講座なんかも多分開かないと、みんな興味を持たないと思うんですよ。ただ、はいどうぞということでは、なかなか、せっかく寄附していただいた機材が十分に活用できないんじゃないかと思っておりますけれども、ただ、どうぞというような感じで見せるような運用の仕方をされると受け取ったんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）誰が来てもすぐ見られるというものではなくて、やはり一定操作を行える者、または星に関する説明ができる方が、そこにおいて説明するようなイメージを考えております。

時間の設定はさせていただいておりますが、これは使用料を取る、使用料金を取るための時間設定と考えておりました、こちらの言う自主事業とか共催する事業など考えていく上では、住民の方に参加していただける時間帯というものを設定しながら、活用については考えていきます。施設の設置、時間は設定しますが、住民の方に見ていただく場合には、先ほど言いました団体とか、そういった方と一緒に協議を行いながら、使用していくような形を取っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）確認です。町からの委託事業については9時までと、それから、自主事業については管理者に任すという解釈ですかね。そう受け取ったんですが、それよろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）現時点でそのように考えておりました、指定管理者側との

協議も、まだ最後、この天体望遠鏡につきましては、まだ設置をしていないもので、ちょっと最後の最後の詰めがまだできていないんですが、基本はそういった形で進めていけたらと思っています。こちらの自主事業では、要は住民の皆様にごだけ使っていただくか、見ていただくかということを考えていきたいと思っています。

まずはそのことを、4月以降開始しながら、実際に使用料として頂けるようにしていく考えであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○9番（永野栄一君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）これ、6時から9時までとなっていますけれども、夏の時間いうたら、星が見えるのは8時以後じゃない。この時間帯というのは、どういうふうに考えてのことでしょうか。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えします。

県内にあります天体施設が幾つかあったんですが、その施設の利用時間というものを確認させていただいて、そこと時間を合わせた形にしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○6番（北村太助君）いいですよ。

○議長（岩本誠生君）ほかに。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）いい観測施設ができると思いますが、この施設の完成は、3月いっぱいぐらいでできるのか、いつ頃できるのか。

○議長（岩本誠生君）それは言いました。

○2番（大石教政君）言うたかな。

あと、町内の人なんかは無料とか、そういうことは今後決めていくのか。また、小学生とか学生なんかは無料とか、町内の人なんかは無料とかいうふうに設定していくのか。

あとまた、いろいろ観測のいいような日なんか、町のほうでも協力して、ちょっとその日は街灯を少し、20分ぐらいはちょっと街灯を細めて、きれいに星を見ましようとか、そういう取組も大事ではないかと思われませんが。

○議長（岩本誠生君）街灯は、中で見ると関係ないんじゃないか。

○2番（大石教政君）いや、やっぱり周りが明るかったら、やっぱり明るいところは影響も受けると思う。

あと、これはドームで、屋根も開いて見えるようになっておると思いますが。

それと、入浴も大変、8時までの入浴で大変ありがたいんですが、また入浴時間も9時ぐらいになると、本当に仕事なんか遅い人も大変助かると思いますが、掃除とか管理される人は大変だとは思いますが、入浴時間なんかもまた長くなっているのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）最初に、住民の皆様には、今ある条例の中に減免規定がございます。その中で付随する規則のほうに、自主事業及び協賛事業、町長が認めるところというところで減免もしくは免除の規定がありますので、そちらのほうの対応で考えております。

基本的に、まずは最初に住民の方、特に寄贈者の方の思いというものがある中で、子供さんに特に見ていただきたいということがありました。親子で見ていただくような自主事業なり、これから展開できないかなと考えております。

それから、街灯のほうですが、県道側は難しいんですが、ヴィレッジ内の照明のほうは、目的とする事業のときに照明を落とすなりということではできるように確認しております。

それから、お風呂につきましては、指定管理者側とももう一度、状況を確認しますが、ニーズというものがありますが、管理上の時間設定もあるところなので、そういった要望をまた踏まえながら、今後の検討とさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）天体観測、やはり1日の利用人数、どれぐらい最大利用できそうなのか。あと、やっぱりこれ、順番待ちうる間にも、小さい望遠鏡なんかもそろえておいて、ドーム外でも星を見ながらやっていくことも、非常に待ち時間解消とか、いろいろ幅が広がっていいのではないかと思います。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）すみません、前段、ごめんなさい、もう一度構わんですか。何と、もう一度お願いします。すみません。

○議長（岩本誠生君）待ち時間の間に、小さい望遠鏡で見たりできるかとかいうことも含めて。

○政策企画課長（中西一洋君）予約制で行うと予定しておりまして、1コテージ、1コテージのお客さんを順番に見ていただくようなことを考えています。

天体望遠鏡の施設自体は、本当に10平米未満、本当に小さいので、家族が見ていただくようなもので、そこにそういう、ガイドではないんですが、説明しながら10分、15分見ていただくようなイメージで考えております。それを順次展開していくようなことで考えております。

昨年の2月か3月だったんですけども、星のソムリエのちょうど研修会があったかと思えます。その際に、町内の方、星を見る会ではないんですが、そういった方も参加し

ていただいたことがあったんですが、そういった活動、天体望遠鏡があるし、ほかの小さい天体望遠鏡を見るようなことも、一つ面白いアイデアだと思っています。そういった展開に使っていきけるような形で考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）これ、1回300円というのは、中へ入って、施設へ入って300円。見る見んはともかく、入ったら300円取るということ。

○政策企画課長（中西一洋君）はい、考えております。

○議長（岩本誠生君）だから、親子で行った場合は、子供、引率者の保護者も当然300円払うて入らないかんということだね。そういうことですね。

○政策企画課長（中西一洋君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第10号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第10号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第10号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第7. 議案第11号 本山町コミュニティバス条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第7、議案第11号 本山町コミュニティバス条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）1点、条例の確認をさせていただきたいと思います。

第6条に、コミュニティバスを利用する者は、別表第1に定める使用料……違う、町長

は、別表2のいずれかに該当する者であるときは、料金を減額または免除することができるというふうにございますが、これ条例を読むと、この別表1に関して半額の免除ができるということになると、定期券も、町長が認める者は半額500円で購入ができるという解釈でよろしいのでしょうか。それとも、これは普通運賃のみが半額になるんであって、回数券、定期券は別ですよという解釈でよろしいのでしょうか。その点お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）吉川議員のご質問にお答えいたします。

今回、改正に当たる前、回数券につきましても、同じく減免のところで対応しております。定期券についても同じ考えでおりまして、先ほど言いました普通運賃、回数券運賃、定期券運賃に全て係るという考えでおります。

以上です。

○5番（吉川裕三君）了解。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）販売ですが、回数券、定期券、回数券は今どういう方法でやっているのか知らないんですが、車内で回数券とか定期も買えるのでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）澤田議員にお答えします。

販売のほうは今、政策企画課と保健センターのほうで行っております。

なお、車内においても販売しておりますので、運転手さんとも話合いをしたんですが、1か月間の販売期間を持って、そこで受付をし、5月から運用開始というふうな考えに至ったところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほか質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）回数券とか定期券とか、非常に、やっぱり乗る人の利用頻度とかに合わせて買いやすくなって、非常にいいと思われれます。この定期券等による収入とか影響等は、どんなに捉えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）今回、特に運賃収入のところで特に考えておるところなんですが、令和3年から4年につきましては、予算上は変わらないような形で考えています。なぜかという、定期券のほうは一定、人数が増えたとしても、定期券のほうで安く上がってしまうということが想定されています。

ただ、これからの取組にはなるんですが、いかに使っていただくか、そういうところが大事だと私は考えておりまして、今回、担当とも一緒に、今年の10月ですか、嶺北観光自動車から田井線が移管された以降、ちょうどコロナの状況が収まったときがあつて、1

2月に聞き取り調査を行いました。その中でも、病院から西への延伸の話と、市街地の町なかを走るというか、ということが、そういう要望もあったところです。ま

ずは使っていただくということを念頭に置きながら、そういう広報活動といたしますか、やっていくべきだと思っています。この中で、いわゆる国費というところが、2.0というのがありましたが、それをクリアしつつ、いかに使ってもらいながらというところを考えています。特に免許を返納してから、遅いというか、それから、なかなか使いにくい、使わないらしいんですよ、やっぱり。免許を返納する前から、そういう使ってみるような、お試イベントではないですけども、そういうことも開催しながら、いかに使ってもらおうかというところを、令和4年度以降、担当と含めて考えていって、取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり利用者増につながり、また週1回が、これが週2回ぐらいにとかなると、また非常に利便性も上がってくると思うので、利用者増やして、やっぱり台数も増やして、利便性がますます向上するということが非常に大事ではないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えになるか分からないですが、今回、町なかの延伸を含め、今回、1日の運行時間とか、運転手を1人雇用している、委託先がしているんですが、時間的にここが最大値じゃないかなと。これ以上増やすとなると、やはり運転手の問題とか、バスの問題とかがやっぱり出てくるので、まずはこの4月以降の改定で、利用率を上げていくという取組をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第11号 本山町コミュニティバス条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第11号 本山町コミュニティバス条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第11号 本山町コミュニティバス条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩します。10分間休憩し、その後、議運の委員長より申出もあつてい

ますが、議員協議会を別室で開きます。10分の休憩後、別室で議員協議会を開きますので、よろしくお願ひします。

暫時休憩します。

休憩 10:35

再開 13:00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

~~~~~

日程第8．議案第12号 令和3年度本山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（岩本誠生君）日程第8、議案第12号 令和3年度本山町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）この予算の中に、先ほどからも討議をされてきました住宅の問題がありますが、一旦50件を40件にして、あと10件は、まずここで採決をされた、先ほどの議員協議会の中では、これを採決するという方向に向かっていますが、そうした場合に、この10件を建てる話を引き続き行う場合において、これは、もともとといえば、解放同盟の臨時措置法によって施行された内容だと私は思っています。それが老朽化されて、ここで建て替えをすることは、その延長線上での問題やというふうに思います。だから、今回建て替えにおいても、有利な起債、補助金というものがあるというふうに認識しております。

そうすると、ここで40件建てて、あとの10件の場合は、その有利な建て替えの条件的なものが引き継がれて有利な起債で建築できるものか、一応お聞きします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）今回の減額につきましては、お話ししておりますとおり、10棟分の減額となります。これを地元と話し合いは継続していきますけれども、現在のところ、町長も申し上げましたとおり、住宅を建設するかどうかも含めまして、現在のところはお答えできませんので、もちろん有利な事業がありましたら研究はいたしますけれども、建

てる建てぬは別として、地元と話し合いは継続していきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）はっきりしませんわな。けれども、今回議会が議決して、50件建てるということで、その予算額を承認してきているわけですね。そうすると、ここで50件建てるほうが、非常に有利ではないかというふうに思いますね。一旦ここで40件にして、あとの10件は、まだよう分からんというようなことですが、そうすると、これを今、どうせ建てるようになるというふうに見通した場合に、有利な時点で建てておくほうが賢い考え方ではないかというふうに思いますが、その点について、明快な答弁を求めます。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）現在の更新住宅の計上しております予算で、新たに10棟建てるというのはできませんので、今回減額させていただく提案をさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）そうじゃなくて、これが有利なんだろうと、有利なものを使って本当はやるべきじゃないかと。今度やる分について、有利なものが、保証がないから、これを置いたらどうやという質問です。

公営住宅と違う。これは2分の1、それから起債と、公営住宅は3分の1じゃないか、たしか。だから、公営住宅にするか、また更新住宅としてやるかというのは町の方針じゃから、それは。更新住宅制度が終わったというわけではないわけやから、それをどう取るかは町の方針、それは町長が述べないかん、どちらをやっていくのかというのは。当然有利な方法でやるとすれば、町長がその旨を述べないかん。これはこれで置いて、有利な方法を模索するというのであれば、そういうことで答弁をするべきやと思いますよ。

暫時休憩します。

休憩 13:20

再開 13:39

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）どうもすみません、時間を要してしまいました。

一応、この更新住宅については、制度の趣旨等もございます。ただ現状で、建てない、建てるという判断で、地元の皆さんとの協議するというところで臨むということにはなかなかありませんので、地元の皆さんと協議を進める中で、また判断していきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）6番、答弁がありました。

○6番（北村太助君）もう休憩で言うたからいいわ。

○議長（岩本誠生君）総括質疑はよろしいですか。

ほかに総括質疑。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）先ほど総務課長が逐条で言うた、金額の問題もあるんですけども、20ページの旧の学童保育の下の、何かちょっと、私が勘違いだったら申し訳ないんですけども、用地などの購入事業と補償補填及び賠償金、これ旧学童保育の下の小屋を壊すための予算ではないんですよ。

というのは、あそこは現在、まだ本町の借りている土地ですので、まだ地権者とも話合いが、今やっている最中だと思います。その下側に小屋があるのは、ちょっと私の聞き間違いでありましたら申し訳ないんですが、あの小屋は地権者の小屋であって、本町がそれは、もしこれがそうやったら、いかがなものかなと。

それとプラス、これは3年度の方やから、上を壊した木とか建物の部分に対しての分か、内容をもうちょっと詳しく教えていただきたいです。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）若干説明しましたけれども、放課後児童クラブの石垣の下にある木造の住宅の移転の補償費であります。これは地権者の人とも協議をいたしまして、この内容で協議が調いまして、早急に撤去し、あと、石垣の一部も今後、一部修繕をすることも話合いを進めております。小屋の撤去がないと、そのこともできませんので、撤去をし、後の手続に移っていきたいということで、今回提案させていただいております。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございました。

そうしたら、下の小屋は移転するためか、それか全部壊すかという部分の、多分地権者とのお話で、ある程度町のほうが補填するということですかね。それとあと、石垣も多分、地権者との話合いを去年頃から、おととしから何回かやっているようですけども、これからの状況で、大体、地権者にあの土地をお返しするという時期というのは、まだ分かりませんよね。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）中山議員のご質問にお答えします。

前段の小屋の状況については、今お話ししたとおりです。土地をお返しする時期については、まだ話合いをしておる最中でして、いついつということについては明言できませんけれども、町としては早期に話合いをつけて、お返しをしたいと考えております。

○7番（中山百合君）分かりました。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）ほかに総括質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）更新住宅なんかも本当、やはり老朽化もしておったり、早い時期に建設しておいたら、50戸全て埋まっていたと思うんですけども、やっぱり事業のタイ

ミングとか、事業を早くしないと、だんだんやっぱり人も減ってきたりもするので、地元とも協議しながら、いろんな町の事業はやはり早く進めないと、本当、後になるほど、いろんな事業予算とのずれもできてくるので、やっぱり町民の方のためというか、町民第一と言いながらも、やっぱり役場の仕事が非常に遅れていることが多いので、土佐本山橋なんかにしても、まだ全面開通まで、来年2月頃までかかると。非常にいろんな事業の遅れが目立つので、やっぱり早期執行、事業の予算を残さないというふうなことに努めないと、なかなか町民なんかの理解も得られにくくなると思うので、やっぱり事業のタイミング見て、適正な執行に努めることが非常に大事と思われる。

それとあと、住宅が50戸が40戸になったら、やはり広い空き地とか、いろんなものもできてくると思われませんが、町としては、どのような土地の有効活用というか、構想を持っておられるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部の答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）予算の執行につきましては、ご指摘のとおりだと思います。予算をご決定いただきましたら、財源の確保は当然、補助金の申請とか、そういうものはございますけれども、早め早めの予算執行に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）更新住宅の建設に伴う跡地の利用ということで、前回でしたか、図面もお渡しをしまして、緑地帯の広場等々の計画もお示ししたとおりです。しかしながら、当然余地もできますので、ここは町のほうでも、今後の跡地利用については検討していかなければならないと思いますし、また地元の方のご意見も聞きながら、進めていかなければならないと考えております。

今現在、ここをどうするという計画はありませんので、今後の検討になっていくということで、よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）ほかに答弁漏れはないですかね。いいですか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）それと、あと一点、衛生費なんかも出ておるんですが、浄化槽なんかも非常に要望も多いと思われませんが、3年度では浄化槽なんか、設置件数とか、どれぐらいやったのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

浄化槽ですが、今回補正のほうにも上げさせていただいています。今年度の実績見込みとしまして13基になっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）あと、耐震改修とか耐震申請なんかは、どれぐらいの要望があつて、

どれぐらい3年度で進んだのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えします。

本年度ですけれども、耐震診断が37件、改修のための設計が39件、改修工事が31件、これが耐震の分です。

以上です。

○議長（岩本誠生君）いいですか。

ほかに総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入12款、分担金及び負担金について質疑はありませんか。

13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

14款国庫支出金について質疑はありませんか。

15款県支出金について質疑はありませんか。

16款財産収入について質疑はありませんか。

17款寄附金について質疑はありませんか。

18款繰入金について質疑はありませんか。

19款繰越金について質疑はありませんか。

20款諸収入について質疑はありませんか。

21款町債について質疑はありませんか。

ないようですので、歳出に移ります。

歳出、1款議会費について質疑はありませんか。

2款総務費について質疑はありませんか。

9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）20ページ、6目企画費、説明では、18地域おこし協力隊推進事業、マイナス592万1,000円ですが、これは予定をされていた募集人員より減ったということなんだと思いますけれども、何人、今回募集していて、何人採用になっているのかということと、その職種です、採用できなかった職種について、お伺いをしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）永野議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、募集としては9名の予定でした。現在、林業班に2名、それから、すみません、高校の魅力化のハウスマスターに1名、アウトドアに1名……現在、昨年、令和2年度からの採用で合計7名が活躍しておりまして、募集をして、今回減額になっている分というと、林業班の1名とアウトドアの1名が、今回補正で落としている分になります。数字がちょっと……

○議長（岩本誠生君） 9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）アウトドア関係と、それから林業、今回、最初から採用できなかったというか、応募がなかったという返事ですね。それによって、やはり事業低下が起こるわけですが、今後の募集要項というか、どういうふうを考えているかということと、今回の採用しなかったことで、多分影響があったと思うんですけども、その影響、こういうことに影響があったというところをやはり分析をして、次に生かさないかんと思うんですよ。

ということで、この採用人員、林業と、それからアウトドア関係で、どのような影響が出ていたのかということについて、率直に答弁を願いたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） お答えします。

林業班につきましては、まちづくりのほうが主管となっておりますが、基本的に自伐林家を目指した方3名を目指しております。令和3年度におきましては2名となっております。活動自体は、その2名において、自伐林業家の方とか、学校とかに行ってきております、率直に3名がグループで動くというのが、林業の従事者の育成というところでは、3名のセットというか、3名の方が動くほうが一番ベストじゃないかと考えております。

それから、アウトドアに関しては、1名につきましては、男性に来ていただいたかったというところがありまして、基本、アウトドアヴィレッジのほうに行っていたかということを考えておりまして、ここはガイドの、例えば協力隊のほうでガイドの研修とか、そういったところに行っていたかと思いましたが、結局採用に至っていないところがあります。その2名、アウトドアにつきましてはそういうところがあります。

すみません、それと4年度の現状、募集をかけて採用に至ったのが、林業班が2名、商工業に1名、それから、アウトドアに1名というところになっております。引き続き、ハウスマスターのほうにつきましては募集をしております。現在、募集の受付が4名ほど来ているところにはなっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君） 有利な募集の仕方、それと、専門的な人も雇用できるということであれば、本山町の活性化のためにも、やはり計画した人数は募集して、採用ができるようなことで努力せないかんと思います。だから、ただホームページとかハローワーク等での募集やっていると思いますけれども、やはり募集をしたからには、100%以上ですね、採用できるような、応募してもらえるような魅力ある募集の仕方について、考える必要があると思うんですけども、ちょっと今までどおりじゃなくて、途中採用でもいいと思うので、やはり外部からの人材をどんどん入れていただきたい。

一応、3月で採用できなかったので、2名分落とすというのは簡単ですけども、やはり本山町の発展のためには、ぜひ、少なくとも計画どおりの採用をするように努力してい

ただきたいなと思います。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）1点ご報告というか、ご紹介というか、させていただきます。

ハウスマスターに関しては、専門のサイトのほうへ募集かけさせていただいて、本当に、それこそ4名来ていただいた状況です。引き続き、ホームページ等でも募集はかけていく考えでおります。林業班1名、そしてアウトドア1名、特にアウトドアに関しては、男性の方がいいという指定管理者側のご意見いただいております、引き続きそういう努力に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに総務について質疑ありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）20ページの10番の高知県中山間地域生活支援総合事業で、飲料水の入札減ということでしたが、これは4年度のほうに回したのか、どういう、どこの工事やったのか。

あと、21ページに、説明2で交通安全対策費、工事請負費が減額の118万3,000円となっているんですが、これはどういう交通安全の分だったのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）大石議員の説明10の高知県中山間地域生活支援総合事業の飲料水供給施設につきましてお答えさせていただきます。

現在、工事としては3か所です。北山東、内野です。これが、3月中下旬にかけての完了予定となっております。それから、北山西の大田組、こちらも3月末の完成予定となっております。あと、七戸地区というところで、こちらも3月末の完成予定となっております。

先ほど総務課長の説明ありましたとおり、入札減による減額となっております、最後、事業精算というところを見越した減額の処理となっております。事業精算を含めた処理となっております。すみません、繰越しのほうはありません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総務費についてありますか。

○2番（大石教政君）もう一点聞いた……

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）交通安全対策といたしまして、防犯カメラの設置について整備を進めてきておりましたけれども、対象となるのが今年度できませんでしたので、翌年の実施ということで、今回は見送っておるところであります。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）カメラはどの辺りで、あと、今後どれぐらいカメラつけていく予定かお伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）これは、県の補助も頂きながら実施をしてきておりまして、現在のところ、プラチナセンター前と、あと旧の本山大橋のところに設置をしておるところであります。土佐本山橋に設置をしたいということで要望しておりましたけれども、本年度、交差点改良ができませんでしたので、きれいに出来上がってから設置をするということで計画をしております。

あと、吉野地区の吉野公民館前にも設置をするようにして、子どもさんが通学するところには設置をして、安全対策を図っていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○2番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに総務費ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、次に移ります。

3款民生費についてありませんか。

4款衛生費についてありませんか。

5款農林水産費について質疑はありませんか。

9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）28ページ、6目国土調査費の説明のところ、地籍調査事業費マイナス1,244万2,000円ということで、一番下のところに地籍測量委託費840万円減となっています。これについては、測量が未実施の部分があるのか、あるいは、測量が早く終わってマイナスになったのかということについて説明求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えします。

この地籍測量の委託料ですけれども、これにつきましては、国土調査の場合は、予算を一定、当初で確保しておくようなやり方をちょっとしていきまして、最初の積算の金額が意外と大きい、若干大きいところがあります。それで要望して、県のほうから金額が示されて、その金額で補助事業を進めるということになっておりまして、その分で、これぐらいの全体額として落とす分が出てきたということです。

事業としましては、金額は落ちていきますけれども、予定の区域は全てやっておりますので、お金が落ちたからといって、やっていない区があるとか、そういうことではありませんので、お知らせをしたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○9番（永野栄一君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに、農林水産業費ありませんか。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）28ページになりますが、ここで多面的機能支払交付金事業221万3,000円、これの内容について、ちょっとお伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）お答えをいたします。

これにつきましても、事業精算という形で減額させていただいております。

多面的交付金につきましては、農業公社を事務局とする土佐天空の郷保全会が事務局を担っておりますが、その事業の一環で、当初予算でもご説明させていただきたくはなれども、集落等の維持補修であるとか、それと農道の維持整備、そういったものに、この交付金を活用しております。最終的に事業精算で、このような減額というふうに提案させていただいております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）要するに、不用額がこれだけ増えているので、今ちょっと聞きづらかったのですが、もう一度聞きますが、何をこれを計画性が、何を計画されたものが、それが計画が達成されていない。その内容について、もう一度。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）これにつきましては、それぞれ幾つか主立った事業が三つ、多面の事業では三つございますが、それぞれの事業の精査をして、最終的に減額という形で今回提案させていただいております。実績に基づいてということでございます。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）これ、200万円の計画性が達成されていないわけですよ。もうちょっと具体的に、200万円の種別、どういうものが計画が、買おうとしていたのが買えなかったということでしょう。それ、もうちょっと正確に言うてくれる。何と何と計画していたものが、どうして計画が必要なくなったのか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）お答えをしましたように、最終的に事業精算のということでございます。

なお、それぞれの事業の増減等につきましては、ちょっと今、手元に資料を持ち合わせてございませんので、ちょっと時間をお借りして確認をしてみたいです。最終的に、主立った三つの事業のそれぞれの精算でございます。

○6番（北村太助君）もうちょっと聞きたいけれども、いいか。

資料がないというんじゃない、多目的な交付金というのは有効利用でしょう。これを使って事業に役立てるというものなんですよ。そうでしょう、目的は。これだけ有利なものを使わないかんわけでしょう。それが不用額になるというのは、何か努力が足らんんじゃないですか。その点を。

- 議長（岩本誠生君）幾つかの事業の残が重なった数字という意味でしょう。
- まちづくり推進課長（川村勝彦君）そういうことになります。
- 議長（岩本誠生君）だから、小分けに説明できなかつたら、また後で個別にでも説明してあげてくれますか。そういうことでよろしいですか。ちょっと、各事業の残額を積み重ねて200万円ということらしいですから。
- 6番（北村太助君）そういうことよね。最初に100万円を買おうと思うたものが80万円になったとか、そういうことでしょう。
- まちづくり推進課長（川村勝彦君）そうです。
- 6番（北村太助君）そやから、それを具体的に言うてもろうたらよかった。
- 議長（岩本誠生君）またその数字は、後ほどお知らせするというので、今分からのやろう。後でまたお知らせするというので。
- ほかに農林水産業費ありませんか。
- 次に進みます。
- 6款商工費について質疑はありませんか。
- 2番、大石教政君。
- 2番（大石教政君）30ページの説明のところで、起業・創業等支援事業100万円の減ですが、今年度は、申請とか何件ぐらいあてはまって、支援事業受けておるんか。
- それと、3の観光費の中に、公園管理費が100万円の減額になっているんですが、消耗品費等になっているんですが、これ観光費はどういう内訳というか、どのような内容かお伺いします。
- 議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、川村勝彦君。
- まちづくり推進課長（川村勝彦君）お答えをいたします。
- まず、起業・創業等支援事業でございますが、要望がなかったということで、年度当初に1件の予算を計上しておりましたけれども、新規企業に携わる方からの応募がなかったということで減額でございます。
- それと、公園管理費の100万円の減額でございますが、これについては、帰全山公園でシャクナゲの植栽を予定しておりましたが、その苗の確保がままならなかったということでの減額でございます。
- 以上です。
- 議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。
- 2番（大石教政君）3年度は、支援事業とか使わずに起業化しようと思いましたが、なお、こういう制度もやっぱり広くPRして、応募者が多数出た中で選定とかできるようにしていかなと、やっぱり予算組んで、また減額してというのも非常にもったいないので、やっぱり有効活用努めるべきと思いますが、お伺いいたします。
- 議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、川村勝彦君。
- まちづくり推進課長（川村勝彦君）まず、行政連絡等でも広報もさせていただいており

ますし、その都度、新しい新年度に入る直前でございますので、行政連絡等でもさらに周知をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

商工費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）では、次に進みます。

7款土木費について質疑はありませんか。

ないようですので、8款消防費について質疑はありませんか。

9款教育費について質疑はありませんか。

10款災害復旧費について質疑はありませんか。

11款公債費について質疑はありませんか。

12款予備費について質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、次、繰越明許費（第2表）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

第3条の地方債の補正（第3表）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出がある方は発言を許します。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

議案第12号 令和3年度本山町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第12号 令和3年度本山町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

多数賛成、賛成多数であります。

したがって、議案第12号 令和3年度本山町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第9. 議案第13号 令和3年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長（岩本誠生君）日程第9、議案第13号 令和3年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を許します。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第13号 令和3年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第13号 令和3年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第13号 令和3年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第10. 議案第14号 令和3年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(岩本誠生君) 日程第10. 議案第14号 令和3年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長(前田幸二君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 以上で補足説明を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第14号 令和3年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第14号 令和3年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第14号 令和3年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第11. 議案第15号 令和3年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(岩本誠生君) 日程第11、議案第15号 令和3年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長(田岡明君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより総括質疑を許します。総括質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番(大石教政君) やはりコロナ禍による利用者減とか介護事業サービスの減とかあると、やはり家庭とかで介護度も上がっている場合もあるかと思われまので、やはり利用増とか、あと家庭とかによっても、運動とか、介護度が下がらないようなフレイル対策とか、そういうのに努めていくべきと思いますが、お伺いします。

○議長(岩本誠生君) 健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長(田岡明君) ご質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、介護保険会計自体のほうは、施設サービスのほうがそれを実施する方が減ってきて、給付費は減ってきておるんですが、一方では、在宅で介護する、そういうような要望が増えておりまして、これは一般会計のほうで実施しております在宅介護手当なんか、それを取り扱う方が増えておるという状況も生まれております。

また、ミニデイの活動等も、このコロナ禍の中で、なかなか集団で集まって活動することが制限されておりまして、そういうところから、なかなか介護予防の活動も停滞をしておりますので、今後コロナが落ち着いたら、やはり当然フレイル予防等、また再開をして、介護が進まない対応も一方では進めていきたいと考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（岩本誠生君） よろしいですか。
- 2番（大石教政君） はい。
- 議長（岩本誠生君） ほかに総括質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり） なしと認めます。  
これより逐条質疑を行います。  
歳入について質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり） なしと認めます。  
歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり） なしと認めます。  
これより討論を行います。  
（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。  
議案第15号 令和3年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。  
この表決は起立によって行います。  
議案第15号 令和3年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
起立全員、全会一致であります。  
したがって、議案第15号 令和3年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
ここで15分間休憩します。

休憩 14：40

再開 14：57

- 議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第12．議案第16号 令和3年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算
(第1号)

- 議長（岩本誠生君） 日程第12、議案第16号 令和3年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
補足説明を許します。
住民生活課長、大石博史君。
○住民生活課長（大石博史君） （別紙のとおり補足説明）
○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより総括質疑を許します。総括質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）なしと認めます。
これより逐条質疑を行います。
歳入について質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）なしと認めます。
歳出について質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。
これより討論を行います。討論の申出はありませんか。
（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第16号 令和3年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第16号 令和3年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第16号 令和3年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第13．議案第17号 令和3年度本山町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（岩本誠生君）日程第13．議案第17号 令和3年度本山町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を許します。

病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより総括質疑を許します。総括質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）コロナ禍の中、外来とか入院の人が減ったりとかする中で、病院経営、運営、大変なことだと思われませんが、職員一同、力を合わせてやっていくことが大切と思われま。

またあと、コロナワクチンの保管なんかで、よく冷蔵庫、冷凍庫の故障とかもあるんですが、やはり貴重なワクチンですので、本町なんか保管体制は十分できていると思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子）2番、大石議員のご質問に対してお答えいたします。

現在、モデルナのワクチンとファイザーのワクチンがございます。両方とも保管温度が違いますので、別々の冷凍庫になります。冷凍庫は、病院の薬局の無停電装置のあるコンセントに差し込んでおりますので、何かあっても切れることなく、管理は大丈夫でございます。

それと、薬剤師がちゃんと管理をうちはしておりますので、そちらのほうも大丈夫かと思えます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○2番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに総括質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）総括質疑ないようでありますので、次へいきます。

これより逐条質疑を行います。

第2条、資本的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、支出に移ります。

第3条、資本的収入及び支出の補正のうち、支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第17号 令和3年度本山町病院事業会計補正予算（第3号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第17号 令和3年度本山町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第17号 令和3年度本山町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

日程第14．議案第18号 令和4年度本山町一般会計予算～

日程第22．議案第26号 令和4年度本山町病院事業会計予算

○議長（岩本誠生君）日程第14、議案第18号 令和4年度本山町一般会計予算、日程第15、議案第19号 令和4年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算、日程第16、議案第20号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計予算、日程第17、議案第21号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計予算、日程第18、議案第22号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計予算、日程第19、議案第23号 令和4年度本山

町通所リハビリテーション事業特別会計予算、日程第20、議案第24号 令和4年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算、日程第21、議案第25号 令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算、日程第22、議案第26号 令和4年度本山町病院事業会計予算、以上9議案を一括議題といたします。

これらの9議案は、本定例会の初日の3月1日に提案され、特別委員会に付託し、審査をお願いしたところではありますが、審査が終わった旨の報告が議長のところへ届いております。委員長より一括して報告を求めます。

令和4年度予算審査特別委員長、4番、河邑一雄君。

○予算審査特別委員長（河邑一雄君） （別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生君）委員長報告を終わります。

これより9議案を順次進めてまいります。特別委員会で審査しておりますので、質疑を省き、1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議ないようでありますので、1件ずつ進めてまいります。

議案第18号 令和4年度本山町一般会計予算の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第18号 令和4年度本山町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第18号 令和4年度本山町一般会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

多数起立、賛成多数。

したがって、議案第18号 令和4年度本山町一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第19号 令和4年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第19号 令和4年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第19号 令和4年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第19号 令和4年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第20号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行いま

す。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第20号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第20号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第20号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第21号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計予算の討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第21号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第21号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第21号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決いたしました。

次に、議案第22号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計予算の討論を許します。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第22号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第22号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第22号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第23号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計予算の討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第23号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第23号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計予算について、

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第23号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第24号 令和4年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の討論を許します。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第24号 令和4年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第24号 令和4年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、起立全員であります。

したがって、議案第24号 令和4年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第25号 令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第25号 令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第25号 令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第25号 令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第26号 令和4年度本山町病院事業会計予算の討論を許します。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第26号 令和4年度本山町病院事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第26号 令和4年度本山町病院事業会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第26号 令和4年度本山町病院事業会計予算は、委員長報告のとおり

原案可決することに決定をいたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたしたいと思いますが、異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）では、本日はこれをもって散会いたします。

散会 15:52